

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊姫路駐屯地  
第352会計隊姫路派遣隊長 伊藤 実枝子

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

件名(駐屯地)	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 陸上自衛隊姫路駐屯地で使用する電気(再生可能エネルギー比率60%以上)	仕様書のとおり	陸上自衛隊 姫路駐屯地 姫路市峰南 町1-70	令和6年4月 1日(月) 0時 ～ 令和7年3月 31日(月) 24時	令和6年1月 29日(月) 9時00分	陸上自衛隊 姫路駐屯地 第352会計隊 姫路派遣隊 入札室
(2) 陸上自衛隊姫路駐屯地で使用する電気(再生可能エネルギー比率30%以上)				令和6年1月 29日(月) 9時15分	
(3) 陸上自衛隊姫路駐屯地で使用する電気(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和6年1月 29日(月) 9時30分	

件名(広峰 動力)	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(2) 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気(動力)(再生可能エネルギー比率60%以上)	仕様書のとおり	陸上自衛隊 姫路駐屯地 広峰無線 中継所 姫路市広峰 山226-11	令和6年4月 1日(月) 0時 ～ 令和7年3月 31日(月) 24時	令和6年1月 29日(月) 9時45分	陸上自衛隊 姫路駐屯地 第352会計隊 姫路派遣隊 入札室
(3) 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気(動力)(再生可能エネルギー比率30%以上)				令和6年1月 29日(月) 10時00分	
(4) 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気(動力)(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和6年1月 29日(月) 10時15分	

件名(広峰 電灯)	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(2) 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気(電灯)(再生可能エネルギー比率60%以上)	仕様書のとおり	陸上自衛隊 姫路駐屯地 広峰無線 中継所 姫路市広峰 山226-11	令和6年4月 1日(月) 0時 ～ 令和7年3月 31日(月) 24時	令和6年1月 29日(月) 10時30分	陸上自衛隊 姫路駐屯地 第352会計隊 姫路派遣隊 入札室
(3) 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気(電灯)(再生可能エネルギー比率30%以上)				令和6年1月 29日(月) 10時45分	
(4) 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気(電灯)(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和6年1月 29日(月) 11時00分	

件名(榑山 動力)	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(2) 陸上自衛隊姫路駐屯地 榑山無線中継所で使用する電気(動力)(再生可能エネルギー比率60%以上)	仕様書のとおり	陸上自衛隊 姫路駐屯地 榑山無線 中継所 相生市矢野 町榑1780- 134	令和6年4月 1日(月) 0時 ～ 令和7年3月 31日(月) 24時	令和6年1月 29日(月) 11時15分	陸上自衛隊 姫路駐屯地 第352会計隊 姫路派遣隊 入札室
(3) 陸上自衛隊姫路駐屯地 榑山無線中継所で使用する電気(動力)(再生可能エネルギー比率30%以上)				令和6年1月 29日(月) 11時30分	
(4) 陸上自衛隊姫路駐屯地 榑山無線中継所で使用する電気(動力)(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和6年1月 29日(月) 11時45分	

件名(榑山 電灯)	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(2) 陸上自衛隊姫路駐屯地 榑山無線中継所で使用する電気(電灯)(再生可能エネルギー比率60%以上)	仕様書のとおり	陸上自衛隊 姫路駐屯地 榑山無線 中継所	令和6年4月 1日(月) 0時 ～ 令和7年3月 31日(月) 24時	令和6年1月 29日(月) 13時00分	陸上自衛隊 姫路駐屯地 第352会計隊 姫路派遣隊 入札室
(3) 陸上自衛隊姫路駐屯地 榑山無線中継所で使用する電気(電灯)(再生可能エネルギー比率30%以上)				令和6年1月 29日(月) 13時15分	
(4) 陸上自衛隊姫路駐屯地 榑山無線中継所で使用する電気(電灯) (再生可能エネルギー比率に係る条件なし)				令和6年1月 29日(月) 13時30分	

## 2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和4・5・6年度の競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において、姫路駐屯地で使用する電気についてはB等級以上、無線中継所で使用する電気についてはD等級以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。**(適合証明書を提出すること。)**
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、入札を希望するそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を、申請時に全て提出するものとする。この際、再生可能エネルギー比率に係る条件を設定しない入札に参加を希望する場合も、再生可能エネルギー比率(%)を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

## 3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

- (1) 入札参加希望者の書類提出  
入札参加希望者は、2(5)及び2(12)に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書(様式別途配布)を提出すること。
- (2) 提出方法  
持参又は郵送(FAX不可)
- (3) 提出期限  
令和6年1月18日(木)16時30分

## 4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、1月22日までに書面(FAX、メール含む)により入札参加希望者に回答する。

- (1) 2(1)から(12)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%にて応札をできる者がいる場合は「仕様書 再生可能エネルギー比率60%」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、2(1)から(12)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書 再生可能エネルギー比率30%以上」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (3) 第2号の要件を満たせない場合において、2(1)から(12)までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率30%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書 再生可能エネルギー比率に係る条件なし」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

## 5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、第352会計隊姫路派遣隊において令和5年12月19日(火)から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。(土曜・日曜・祝日を除く08時30分～16時30分)

(2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。(FAX可)

## 6 入札説明会及び競争入札実施要領等

(1) 入札説明会 : 一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要望する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

### (2) 入札実施要領

ア 再生可能エネルギー比率60%の入札で応札をできる者がいる場合

再生可能エネルギー比率60%の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

イ 再生可能エネルギー比率60%の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは再生可能エネルギー比率60%の入札で応札をできる者がなかった場合

再生可能エネルギー比率30%の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

ウ 再生可能エネルギー比率30%の入札で落札者がいなかった場合(再度入札を含む)、あるいは再生可能エネルギー比率30%の入札で応札をできる者がなかった場合

再生可能エネルギー比率に係る条件を設定しない入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

エ 入札において、再生可能エネルギー比率60%の入札案件が落札に至った場合、再生可能エネルギー比率30%以下の入札は全て実施しない。

オ 入札において、再生可能エネルギー比率30%の入札案件が落札に至った場合、再生可能エネルギー比率に係る条件を設定しない入札は実施しない。

## 7 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金 : 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金 : 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

## 8 入札方法及び落札の決定

(1) 落札決定方式 : 予定総価(ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。)

(2) 入札金額は、契約電力に対する単価(基本料金単価)及び使用電力量に対する単価(電力量料金単価)を算定基礎とし、仕様書に記載する毎月の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。

(3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。

(4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。(1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)

## 9 入札の無効

(1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札

(2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(3) その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。

## 11 その他

(1) 郵便入札は、令和6年1月29日(月)08時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札において、各案件の再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も送付すること。

(2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。

(3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)

(4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第352会計隊姫路派遣隊事務所で見閲できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも見閲できる。

(5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いする。

(6) 入札を実施せず未使用となった入札書は、開封することなく返送する。入札書の返送を受けた入札者は、別添の受領

書に受領した旨を記載し返送するものとする。

- (7) 入札書は、入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとする。また、再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に(再度入札分)と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。

※封書記載事項と、封入した入札書が一致していることを必ず確認のうえ提出すること。

- (8) 問い合わせ先

〒670-0881 兵庫県姫路市峰南町1-70 陸上自衛隊姫路駐屯地

ア 入札及び契約手続き等に関する事項

第352会計隊姫路派遣隊 担当：伊藤

TEL：079-222-4001（内線345）FAX：079-222-4006（直通）

Mail：ma347fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

陸上自衛隊姫路駐屯地業務隊管理科 担当：石塚

TEL：079-222-4001（内線342）

本公告は、陸上自衛隊千僧駐屯地 第352会計隊 掲示板  
陸上自衛隊姫路駐屯地 第352会計隊姫路派遣隊 掲示板  
陸上自衛隊青野原駐屯地 第352会計隊青野原派遣隊 掲示板  
陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載している。

## 仕 様 書

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地で使用する電気  
(再生可能エネルギー比率60%以上)
- (2) 需要場所 兵庫県姫路市峰南町1-70
- (3) 業種及び用途 官公署 (国家事務)

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流3相3線式
- イ 供給電圧 (標準電圧) : 6,600V
- ウ 計量電圧 (標準電圧) : 6,600V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 非常用自家発電機設備 : 有 (系統連携無し)
- キ 蓄熱式負荷設備の有無 : 有

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 810 kW (契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。)  
月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定最大電力」に記載する。
- イ 予定使用電力量 : 2,745,536 kWh  
月別の詳細については、別紙第2「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率60%以上とすること。

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 有 (関西電力所有物)
- イ 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ウ 電力量計構成 : 「株式会社エネゲート」、電力需給用複合計器、  
TP3EA-R形No. T523214、交流3相3線式110V5A60Hz  
計器定数 : 1,000<sup>o</sup>ルス/kwh ・ 1,000<sup>o</sup>ルス/キロ<sup>o</sup>ル秒  
パルス定数 : 50,000<sup>o</sup>ルス/kwh ・ 2,000<sup>o</sup>ルス/kwh  
VCT6600/110V 100/5A No 301922

(6) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊姫路駐屯地の構内高圧架空引込第1柱(#27-1)に設置した開閉器の電源側接続点。

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書(請求書(写し))を官側に提出することとする。
- イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面(別添第2「特定電源割当証明書様式例」)で半期ごとに提出することとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- イ 参考資料: 別紙第3「月別最大電力実績(令和3年度~令和5年度)」  
別紙第4「月別使用電力量実績(令和3年度~令和5年度)」
- ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。
- オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 仕 様 書

「本件は、再生可能エネルギー60%での入札が不調になった場合に使用する。」

### 1 概 要

- (1) 件 名            陸上自衛隊姫路駐屯地で使用する電気  
                      (再生可能エネルギー比率30%以上)
- (2) 需要場所        兵庫県姫路市峰南町1-70
- (3) 業種及び用途    官公署 (国家事務)

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式        : 交流3相3線式
- イ 供給電圧 (標準電圧) : 6,600V
- ウ 計量電圧 (標準電圧) : 6,600V
- エ 標準周波数            : 60Hz
- オ 受電方式              : 1回線受電方式
- カ 非常用自家発電機設備 : 有 (系統連携無し)
- キ 蓄熱式負荷設備の有無 : 有

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力        : 810 kW (契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。)  
                              月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定最大電力」に記載する。
- イ 予定使用電力量     : 2,745,536 kWh  
                              月別の詳細については、別紙第2「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%以上とすること。

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和6年4月 1日 0時00分  
                  至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 有 (関西電力所有物)
- イ 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ウ 電力量計構成 : 「株式会社エネゲート」、電力需給用複合計器、  
TP3EA-R形No. T523214、交流3相3線式110V5A60Hz  
計器定数 : 1,000<sup>°</sup>ルス/kwh秒 ・ 1,000<sup>°</sup>ルス/キロワール秒  
パルス定数 : 50,000<sup>°</sup>ルス/kwh ・ 2,000<sup>°</sup>ルス/kwh  
VCT6600/110V 100/5A No 301922

(6) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊姫路駐屯地の構内高圧架空引込第1柱(#27-1)に設置した開閉器の電源側接続点。

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書(請求書(写し))を官側に提出することとする。
- イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面(別添第2「特定電源割当証明書様式例」)で半期ごとに提出することとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- イ 参考資料 : 別紙第3「月別最大電力実績(令和3年度~令和5年度)」  
別紙第4「月別使用電力量実績(令和3年度~令和5年度)」
- ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。
- オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。



## 仕 様 書

「本件は、再生可能エネルギー30%での入札が不調になった場合に使用する。」

### 1 概 要

- (1) 件 名            陸上自衛隊姫路駐屯地で使用する電気  
                          (再生可能エネルギーに係る条件なし)
- (2) 需要場所        兵庫県姫路市峰南町1-70
- (3) 業種及び用途    官公署 (国家事務)

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式        : 交流3相3線式
- イ 供給電圧 (標準電圧) : 6,600V
- ウ 計量電圧 (標準電圧) : 6,600V
- エ 標準周波数            : 60Hz
- オ 受電方式              : 1回線受電方式
- カ 非常用自家発電機設備 : 有(系統連携無し)
- キ 蓄熱式負荷設備の有無 : 有

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力        : 810 kW(契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいい、計量器により計測される値が原則としてこれを超えないものとする。)  
                          月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定最大電力」に記載する。
- イ 予定使用電力量      : 2,745,536 kWh  
                          月別の詳細については、別紙第2「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

供給する電気について、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギーの再エネ比率の条件を設けない。(再エネ比率0%でも可。)

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和6年4月 1日 0時00分  
                  至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 有 (関西電力所有物)
- イ 電力会社の検針方法 : 遠隔自動検針
- ウ 電力量計構成 : 「株式会社エネゲート」、電力需給用複合計器、  
TP3EA-R形No. T523214、交流3相3線式110V5A60Hz  
計器定数 : 1,000<sup>°</sup>ルス/kw秒 ・ 1,000<sup>°</sup>ルス/キロワット秒  
パルス定数 : 50,000<sup>°</sup>ルス/kwh ・ 2,000<sup>°</sup>ルス/kwh  
VCT6600/110V 100/5A No 301922

(6) 需給地点

需要場所における陸上自衛隊姫路駐屯地の構内高圧架空引込第1柱(#27-1)に設置した開閉器の電源側接続点。

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書(請求書(写し))を官側に提出することとする。
- イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面(別添第2「特定電源割当証明書様式例」)で半期ごとに提出することとする。再エネ比率0%の場合においても提出するものとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- イ 参考資料 : 別紙第3「月別最大電力実績(令和3年度~令和5年度)」  
別紙第4「月別使用電力量実績(令和3年度~令和5年度)」
- ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。
- オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 令和 6 年度月別予定最大電力

年 月	予定最大電力 (kW)
令和6年4月	371
令和6年5月	377
令和6年6月	807
令和6年7月	807
令和6年8月	784
令和6年9月	810
令和6年10月	622
令和6年11月	458
令和6年12月	552
令和7年1月	625
令和7年2月	595
令和7年3月	534
計	—

## 令和 6 年度月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和6年4月	151,290
令和6年5月	147,064
令和6年6月	227,585
令和6年7月	334,149
令和6年8月	333,568
令和6年9月	311,276
令和6年10月	191,231
令和6年11月	180,650
令和6年12月	211,785
令和7年1月	227,686
令和7年2月	220,194
令和7年3月	209,058
計	2,745,536

## 月別最大電力実績

(kW)

年 月	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	321	359	325
5月	350	329	343
6月	578	727	701
7月	700	732	742
8月	557	733	741
9月	700	735	745
10月	513	468	544
11月	394	347	429
12月	472	527	500
1月	556	553	555
2月	532	528	530
3月	498	433	466
計	-	-	-

※令和5年度12月～3月は予測

## 月別使用電力量実績

(kWh)

年 月	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
4 月	136,815	140,328	140,455
5 月	137,659	134,311	132,949
6 月	196,992	195,804	210,519
7 月	295,983	312,349	305,545
8 月	304,431	315,378	320,505
9 月	272,825	281,511	302,998
10 月	176,006	151,156	157,961
11 月	155,752	147,445	158,233
12 月	191,892	191,419	191,656
1 月	209,444	194,933	202,189
2 月	198,949	193,128	196,039
3 月	191,283	173,154	182,219
計	2,468,031	2,430,916	2,501,268

※令和 5 年度 12 月～3 月は予測

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス(バイオガスを含む)
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力(電力証書を含む。)に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

<b>自家発電</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者(電気事業者)との契約(グリーン電力メニュー)
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したこと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 〇〇〇〇  
 需要施設名 〇〇〇〇  
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
 契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間  
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再エネ比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)



## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法			番号
①ホームページ	②パンフレット	③チラシ	
④その他( )			

## 2 令和3年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添第4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2. 添付書類

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1. 条件」の表中の「区分」及び「配点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表)別添4の「各用語の定義」

用語	定義
<p>①令和3年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数</p>	<p>「令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>②令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p>

	<p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)(以下「FIT 法」という。)第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 3 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和 3 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>①令和 3 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>②令和 3 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量(kWh)</p> <p>④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量(kWh)(ただし、電 源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石 証書に限る。)</p> <p>⑦令和 3 年度の供給電力量(需要端(kWh))</p>

	<p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未滿、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和3年度の供給電力量(⑦)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④省エネに係る情報供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別添4にのみ適用する。

## 仕 様 書

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気（動力）  
（再生可能エネルギー比率60%以上）
- (2) 需要場所 兵庫県姫路市広嶺山226-11
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流三相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 26.145KW
- キ 主開閉器容量 : 100A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 低圧電力 24kW  
（関西電力電気供給約款より）
- イ 予定使用電力量 : 34,754 kWh  
月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定  
使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率60%以上とすること。

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無
- イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した構造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。
- イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。
- イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績(令和3年度～令和5年度)」
- ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。
- オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。



## 仕 様 書

「本件は、再生可能エネルギー60%での入札が不調になった場合に使用する。」

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気（動力）  
（再生可能エネルギー比率30%以上）
- (2) 需要場所 兵庫県姫路市広嶺山226-11
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流三相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 26.145KW
- キ 主開閉器容量 : 100A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 低圧電力 24kW  
（関西電力電気供給約款より）
- イ 予定使用電力量 : 34,754 kWh  
月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%以上とすること。

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間：自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無  
イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した構造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。  
イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。  
イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績（令和3年度～令和5年度）」  
ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあっては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。  
エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。  
オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 仕 様 書

「本件は、再生可能エネルギー 30%での入札が不調になった場合に使用する。」

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気（動力）  
（再生可能エネルギーに係る条件なし）
- (2) 需要場所 兵庫県姫路市広嶺山 2 2 6 - 1 1
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流三相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 26.145KW
- キ 主開閉器容量 : 100A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 低圧電力 24kW  
（関西電力電気供給約款より）
- イ 予定使用電力量 : 34,754 kWh  
月別の詳細については、別紙第 1 「令和 6 年度月別予定  
使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

供給する電気について、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギーの再エネ比率の条件を設けない。（再エネ比率 0%でも可）

別添第 1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和 6 年 4 月 1 日 0 時 00 分  
至 令和 7 年 3 月 31 日 24 時 00 分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無  
イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した構造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。  
イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。再エネ比率0%の場合においても提出するものとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。  
イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績(令和3年度～令和5年度)」  
ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。  
エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。  
オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 令和 6 年度月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和6年4月	2,747
令和6年5月	2,865
令和6年6月	3,175
令和6年7月	3,428
令和6年8月	3,434
令和6年9月	3,516
令和6年10月	3,492
令和6年11月	2,619
令和6年12月	2,474
令和7年1月	2,737
令和7年2月	2,058
令和7年3月	2,209
計	34,754

## 月別使用電力量実績

年 月	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
4 月	3,179	2,793	2,700
5 月	2,894	2,899	2,829
6 月	3,268	3,255	3,094
7 月	3,966	3,404	3,452
8 月	3,347	3,338	3,529
9 月	3,505	3,497	3,533
10 月	2,950	3,492	3,314
11 月	3,568	2,619	2,877
12 月	2,926	2,474	2,700
1 月	2,204	2,737	2,471
2 月	2,297	2,058	2,178
3 月	2,027	2,209	2,118
計	36,131	34,775	34,795

※令和 5 年度 12 月～3 月は予測

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス(バイオガスを含む)
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力(電力証書を含む。)に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

<b>自家発電</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者(電気事業者)との契約(グリーン電力メニュー)
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 〇〇〇〇  
 需要施設名 〇〇〇〇  
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
 契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間  
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再生比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)



## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法			番号
①ホームページ	②パンフレット	③チラシ	
④その他( )			

## 2 令和3年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数
①	令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添第4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2. 添付書類

- 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

- 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1.条件」の表中の「区分」及び「配点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表)別添4の「各用語の定義」

用語	定義
<p>①令和3年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数</p>	<p>「令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>②令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p>

	<p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)(以下「FIT 法」という。)第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 3 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和 3 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>①令和 3 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>②令和 3 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量(kWh)</p> <p>④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石 証書に限る。)</p> <p>⑦令和 3 年度の供給電力量(需要端(kWh))</p>

	<p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未滿、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和3年度の供給電力量(⑦)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④省エネに係る情報供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別添4にのみ適用する。

## 仕 様 書

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気（電灯）  
（再生可能エネルギー比率60%以上）
- (2) 需要場所 兵庫県姫路市広嶺山226-11
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流単相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 100/200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 100/200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 23.9KW
- キ 主開閉器容量 : 150A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 従量電灯B 20KVA  
（関西電力電気供給約款より）
- イ 予定使用電力量 : 8,334 kWh  
月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率60%以上とすること。

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無  
イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した建造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。  
イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。  
イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績（令和3年度～令和5年度）」  
ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。  
エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。  
オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。



## 仕 様 書

「本件は、再生可能エネルギー 60%での入札が不調になった場合に使用する。」

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気（電灯）  
（再生可能エネルギー比率 30%以上）
- (2) 需要場所 兵庫県姫路市広嶺山 2 2 6 - 1 1
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流単相 3 線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 100/200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 100/200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 23.9KW
- キ 主開閉器容量 : 150A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 従量電灯B 20KVA  
（関西電力電気供給約款より）
- イ 予定使用電力量 : 8,334 kWh  
月別の詳細については、別紙第 1 「令和 6 年度月別予定  
使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率 30%以上とすること。

別添第 1 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無
- イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した構造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。
- イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。
- イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績（令和3年度～令和5年度）」
- ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。
- オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 仕 様 書

「本件は、再生可能エネルギー３０％での入札が不調になった場合に使用する。」

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 広峰無線中継所で使用する電気（電灯）  
(再生可能エネルギーに係る条件なし)
- (2) 需要場所 兵庫県姫路市広嶺山２２６－１１
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流単相３線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 100/200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 100/200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 23.9KW
- キ 主開閉器容量 : 150A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 従量電灯B 20KVA  
(関西電力電気供給約款より)
- イ 予定使用電力量 : 8,334 kWh  
月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

供給する電気について、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギーの再エネ比率の条件を設けない。（再エネ比率０％でも可）

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間：自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無
- イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した構造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。
- イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。再エネ比率0%の場合においても提出するものとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績(令和3年度～令和5年度)」
- ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあっては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。
- オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 令和 6 年度月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和6年4月	649
令和6年5月	682
令和6年6月	643
令和6年7月	688
令和6年8月	632
令和6年9月	712
令和6年10月	815
令和6年11月	739
令和6年12月	702
令和7年1月	834
令和7年2月	636
令和7年3月	602
計	8,334

## 月別使用電力量実績

年 月	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4月	735	607	690
5月	617	640	724
6月	653	580	705
7月	675	650	726
8月	614	617	646
9月	735	678	746
10月	878	815	737
11月	683	739	740
12月	759	702	731
1月	555	834	695
2月	603	636	620
3月	483	602	543
計	7,990	8,100	8,303

※令和5年度12月～3月は予測

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス(バイオガスを含む)
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力(電力証書を含む。)に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

<b>自家発電</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者(電気事業者)との契約(グリーン電力メニュー)
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 〇〇〇〇  
 需要施設名 〇〇〇〇  
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
 契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間  
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再生比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生可能電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)



## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法			番号
①ホームページ	②パンフレット	③チラシ	
④その他(		)	

## 2 令和3年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添第4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位: kg-CO2/kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2. 添付書類

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1.条件」の表中の「区分」及び「配点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表)別添4の「各用語の定義」

用語	定義
<p>① 令和3年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数</p>	<p>「令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p>

	<p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)(以下「FIT 法」という。)第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 3 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和 3 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>①令和 3 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>②令和 3 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量(kWh)</p> <p>④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石 証書に限る。)</p> <p>⑦令和 3 年度の供給電力量(需要端(kWh))</p>

	<p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和 3 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は、令和 3 年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和 3 年度の供給電力量(⑦)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④省エネに係る情報供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別添 4 にのみ適用する。

# 仕 様 書

## 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 榊山無線中継所で使用する電気（動力）  
（再生可能エネルギー比率60%以上）
- (2) 需要場所 兵庫県相生市矢野町榊1780-134
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

## 2 仕 様

### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流三相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 24.545KW
- キ 主開閉器容量 : 100A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 低圧電力 22kW  
（関西電力電気供給約款より）
- イ 予定使用電力量 : 31,570 kWh  
月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率60%以上とすること。

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無  
イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した構造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。  
イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。  
イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績(令和3年度～令和5年度)」  
ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。  
エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。  
オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。



## 仕 様 書

「本件は、再生可能エネルギー60%での入札が不調になった場合に使用する。」

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 榊山無線中継所で使用する電気（動力）  
（再生可能エネルギー比率30%以上）
- (2) 需要場所 兵庫県相生市矢野町榊1780-134
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流三相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 24.545KW
- キ 主開閉器容量 : 100A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 低圧電力 22kW  
（関西電力電気供給約款より）
- イ 予定使用電力量 : 31,570 kWh  
月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%以上とすること。

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://therel00.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無  
イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した建造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。  
イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。  
イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績(令和3年度～令和5年度)」  
ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。  
エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。  
オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 仕 様 書

「本件は、再生可能エネルギー30%での入札が不調になった場合に使用する。」

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 榊山無線中継所で使用する電気（動力）  
（再生可能エネルギーに係る条件なし）
- (2) 需要場所 兵庫県相生市矢野町榊1780-134
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流三相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 24.545KW
- キ 主開閉器容量 : 100A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 低圧電力 22kW  
（関西電力電気供給約款より）
- イ 予定使用電力量 : 31,570 kWh  
月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

供給する電気について、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギーの再エネ比率の条件を設けない。（再エネ比率0%でも可）

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間：自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無  
イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した構造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。  
イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。再エネ比率0%の場合においても提出するものとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。  
イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績(令和3年度～令和5年度)」  
ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。  
エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。  
オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 令和 6 年度月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量 (kWh)
令和6年4月	2,414
令和6年5月	2,689
令和6年6月	2,927
令和6年7月	3,128
令和6年8月	3,304
令和6年9月	3,103
令和6年10月	2,450
令和6年11月	2,408
令和6年12月	2,481
令和7年1月	2,063
令和7年2月	2,058
令和7年3月	2,545
計	31,570

## 月別使用電力量実績

年 月	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
4 月	2,614	2,569	2,259
5 月	2,873	2,646	2,732
6 月	2,931	2,847	3,006
7 月	3,317	3,217	3,039
8 月	3,154	3,273	3,335
9 月	2,916	3,106	3,099
10 月	2,760	2,450	2,519
11 月	2,354	2,408	2,381
12 月	2,926	2,481	2,704
1 月	2,054	2,063	2,059
2 月	2,049	2,058	2,054
3 月	2,337	2,545	2,441
計	32,285	31,663	31,628

※令和 5 年度 11 月～3 月は予測

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス(バイオガスを含む)
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力(電力証書を含む。)に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

<b>自家発電</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者(電気事業者)との契約(グリーン電力メニュー)
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したこと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 〇〇〇〇  
 需要施設名 〇〇〇〇  
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
 契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間  
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再生エネルギー比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エネルギー

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転	発電期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

合計 (kWh)



## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法			番号
①ホームページ	②パンフレット	③チラシ	
④その他(		)	

## 2 令和3年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添第4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(単位:kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2. 添付書類

- 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

- 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1.条件」の表中の「区分」及び「配点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表)別添4の「各用語の定義」

用語	定義
<p>① 令和3年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数</p>	<p>「令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh) を令和3年度の供給電力量(需要端) (kWh) で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p>

	<p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)(以下「FIT 法」という。)第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 3 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和 3 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式)</p> $\text{令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>①令和 3 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>②令和 3 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量(kWh)</p> <p>④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非 FIT 非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石 証書に限る。)</p> <p>⑦令和 3 年度の供給電力量(需要端(kWh))</p>

	<p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未滿、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和3年度の供給電力量(⑦)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④省エネに係る情報供、簡易的DRの取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別添4にのみ適用する。

## 仕 様 書

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 榊山無線中継所で使用する電気（電灯）  
（再生可能エネルギー比率60%以上）
- (2) 需要場所 兵庫県相生市矢野町榊1780-134
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流単相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 100/200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 100/200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 23.1KW
- キ 主開閉器容量 : 150A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 従量電灯B 20KVA  
（関西電力電気供給約款より）
- イ 予定使用電力量 : 7,868 kWh  
月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率60%以上とすること。

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無
- イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した構造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。
- イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績(令和3年度～令和5年度)」
- ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。
- オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。



## 仕 様 書

「本件は、再生可能エネルギー60%での入札が不調になった場合に使用する。」

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 榊山無線中継所で使用する電気（電灯）  
(再生可能エネルギー比率30%以上)
- (2) 需要場所 兵庫県相生市矢野町榊1780-134
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流単相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 100/200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 100/200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 23.1KW
- キ 主開閉器容量 : 150A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 従量電灯B 20KVA  
(関西電力電気供給約款より)
- イ 予定使用電力量 : 7,868 kWh  
月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%以上とすること。

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間：自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無
- イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した構造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。
- イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。
- イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績(令和3年度～令和5年度)」
- ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。
- オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 仕 様 書

「本件は、再生可能エネルギー 30%での入札が不調になった場合に使用する。」

### 1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊姫路駐屯地 榊山無線中継所で使用する電気（電灯）  
（再生可能エネルギーに係る条件なし）
- (2) 需要場所 兵庫県相生市矢野町榊1780-134
- (3) 業種及び用途 官公署（国家事務）

### 2 仕 様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 : 交流単相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） : 100/200V
- ウ 計量電圧（標準電圧） : 100/200V
- エ 標準周波数 : 60Hz
- オ 受電方式 : 1回線受電方式
- カ 負荷設備 : 23.1KW
- キ 主開閉器容量 : 150A
- ク 非常用自家発電設備 : 有（系統連携無し）

#### (2) 契約電力、予定使用電力量

- ア 予定契約電力 : 従量電灯B 20KVA  
（関西電力電気供給約款より）
- イ 予定使用電力量 : 7,868 kWh  
月別の詳細については、別紙第1「令和6年度月別予定使用電力量」に記載する。

#### (3) 供給電気の種類等

供給する電気について、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要を満たす再生可能エネルギーの再エネ比率の条件を設けない。（再エネ比率0%でも可）

別添第1「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

<http://there100.org/sites/re100/files/2020-10/RE100%20Technical%20Criteria.pdf>

- (4) 使用期間 : 自 令和6年4月 1日 0時00分  
至 令和7年3月31日 24時00分

(5) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 : 無
- イ 電力量計構成 : 普通電力量計 120A

(6) 需給地点

構内に自衛隊が設置した構造物の接点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

(9) 対価の支払方法

- ア 6日までに電気使用量細部内訳書（請求書（写し））を官側に提出することとする。
- イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、書面（別添第2「特定電源割当証明書様式例」）で半期ごとに提出することとする。再エネ比率0%の場合においても提出するものとする。

(10) その他

- ア フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。
- イ 参考資料：別紙第2「月別使用電力量実績(令和3年度～令和5年度)」
- ウ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。なお、入札価格の算定にあつては、力率割引又は割増、燃料調整費及び電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。
- エ 環境配慮契約法に基づく裾切要件  
二酸化排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し別添第3「適合証明書」に掲げる条件を満たすこと。
- オ その他、この仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

## 令和 6 年度月別予定使用電力量

年 月	予定使用電力量(kWh)
令和6年4月	632
令和6年5月	651
令和6年6月	666
令和6年7月	632
令和6年8月	626
令和6年9月	662
令和6年10月	615
令和6年11月	660
令和6年12月	776
令和7年1月	617
令和7年2月	614
令和7年3月	717
計	7,868

## 月別使用電力量実績

年 月	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
4 月	621	642	621
5 月	648	617	685
6 月	624	641	690
7 月	640	655	608
8 月	617	614	637
9 月	623	655	669
10 月	648	615	662
11 月	635	660	648
12 月	759	776	768
1 月	651	617	634
2 月	853	614	734
3 月	796	717	757
計	8,115	7,823	8,113

※令和 5 年度 11 月～3 月は予測

## 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA(※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス(バイオガスを含む)
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力(電力証書を含む。)に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

<b>自家発電</b>
1. 企業が保有する発電設備による発電
<b>購入電力</b>
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

〇〇〇〇  
〇〇 〇〇 殿

〇〇県〇〇市〇〇  
株式会社〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇

〇〇年〇半期に以下の通り〇〇〇〇に電力を供給したことをここに証する。  
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、〇〇〇〇に移転したこと、いかなる第三者へも移転されないことをここに証する。

1 お客様情報  
 お客様番号 〇〇〇〇  
 需要施設名 〇〇〇〇  
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇  
 契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間  
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再生可能比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生可能電気

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種別	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
		合計 (kWh)	

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電署名	住所	再生可能エネルギー源種別	環境価値移転	発電期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	
		合計 (kWh)			

総計 (kWh)



## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法			番号
①ホームページ	②パンフレット	③チラシ	
④その他(		)	

## 2 令和3年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO <sub>2</sub> /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項目	取組の有無	点数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①～④の合計点数

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(事業開始日から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記載すること。

注2) 2の「自社の基準値」及び「点数」には、別添第4により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は事業開始日及び開示予定時期)を明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1. 条件

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※)しており、かつ、①令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況、④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組、地域における再エネの創出・利用の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
①令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数(単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	7 0
	0.375 以上 0.400 未満	6 5
	0.400 以上 0.425 未満	6 0
	0.425 以上 0.450 未満	5 5
	0.450 以上 0.475 未満	5 0
	0.475 以上 0.500 未満	4 5
	0.500 以上 0.525 未満	4 0
	0.525 以上 0.550 未満	3 5
	0.550 以上 0.575 未満	3 0
	0.575 以上 0.600 未満	2 5
	0.600 以上	0
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	1 0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	2 0
	5.00%以上 8.00%未満	1 5
	2.50%以上 5.00%未満	1 0
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

(注)各用語の定義は、表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(最新版を参照)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る。)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2. 添付書類

- ・ 入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

## 3. 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

《「1.条件」の表中の「区分」及び「配点」については、別途会計課から通知する配点例を参考とし、各地域の電力会社の状況や政府実行計画に基づく環境省実施計画に掲げる温室効果ガス削減目標等を踏まえ、作成すること。》

《二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

(表)別添4の「各用語の定義」

用語	定義
<p>① 令和3年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数</p>	<p>「令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>なお、メニュー別係数を公表している小売電気事業者等で令和3年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数が公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p>
<p>② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値</p> <p>(算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p>

	<p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号)(以下「FIT 法」という。)第二条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3. 令和 3 年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4. 令和 3 年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>③令和 3 年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの(算定方式)</p> $\text{令和 3 年度の再生可能エネルギーの導入状況(\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ <p>①令和 3 年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>②令和 3 年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化(償却)することにより環境価値を有するもの(送電端(kWh))</p> <p>③グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギー CO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量(kWh)</p> <p>④J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)</p> <p>⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)</p> <p>⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる 非FIT 非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非 FIT 非化石 証書に限る。)</p> <p>⑦令和 3 年度の供給電力量(需要端(kWh))</p>

	<p>1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2. 令和 3 年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は、令和 3 年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3. 令和 3 年度の供給電力量(⑦)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④省エネに係る情報供、簡易的 DR の取組 地域における再エネの創出・利用の取組</p>	<p>需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること</li> <li>・ 需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること</li> <li>・ 地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること</li> <li>・ 発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること</li> </ul> <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。</p> <p>なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>

※ この表の定義は、適合証明書及び別添 4 にのみ適用する。